

函館市高規格道路整備推進室設置要綱

(設置)

第1条 高規格道路等の整備推進を図るため、土木部に函館市高規格道路整備推進室（以下「推進室」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進室は、次の各号に関する事務を所掌する。

- (1) 高規格道路網の整備促進に関すること。
- (2) 国道および道道の整備促進に関すること。
- (3) 道路政策の総合調整に関すること。

(職員)

第3条 推進室に室長、室次長、主査および担当を置く。

- 2 室長は、土木部次長をもって充てる。
- 3 室次長は、土木部高規格道路整備担当課長をもって充てる。
- 4 主査および担当は、土木部道路建設課のうちから市長が指定する者をもって充てる。

附 則

この要綱は、平成12年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。